別表七㈣の表中「欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七(一)「４の計」）」を「欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七(一)「４の計」）又は((別表七(二)「３」の当期分以外の計)＋(別表七(二)「６」の当期分以外の計))」に、「所得金額差引計（別表四「43の①」）－(7)」を「所得金額差引計（別表四「43の①」）－(別表七(一)「４の計」)」に改め、同表の記載要領第１号中「第４号まで」を「この記載要領」に、「第４号に」を「第５号に」に改め、同第七号中「(欠損金の通算)」を削り、同号を同第八号とし、同第六号を同第七号とし、同第三号から第五号までを１号ずつ繰り下げ、同第二号の次に次の１号を加える。

「欠損金又は災害損失金の当期控除額

3　(別表七(一)「４の計」)又は((別表七(二)「３」の当期分以外の計)＋(別表七(二)「６」の当期分以外の計))　(7)　の欄は、通算法人が法第64条の７第１項第１号から第３号まで（欠損金の通算）の規定の適用を受ける場合には「(別表七(一)「４の計」)又は」を消し、その他の場合には「又は((別表七(二)「３」の当期分以外の計)＋(別表七(二)「６」の当期分以外の計))」を消すこと。

別表七㈤の表を次のように改める。